

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和36年藤枝市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 令和2年12月に支給する期末手当の額に係る改正後の藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の167.5」とする。